

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎
の修正・決定
再による。

申告年月日
年 月 日

所在地

(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)
代表者氏名

期末現在の資本金の額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

事業種目

(電話)

期末現在の資本金の額及び
資本剰余金の額の合算額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

資本金の額が1億円以下の普通法人
のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(ふりがな)
法人名

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書※

事業税

摘要

課税標準

税率₍₁₀₀₎

税額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額
別表5⑳

兆 十億 百万 千 円

年400万円以下の金額

⑳

000

兆 十億 百万 千 円

00

年400万円を超え年
800万円以下の金額

㉑

000

兆 十億 百万 千 円

00

年800万円を超える
金額

㉒

000

兆 十億 百万 千 円

00

計 ㉑+㉒+㉓

㉔

000

兆 十億 百万 千 円

00

軽減税率不適用法人
の金額

㉕

000

兆 十億 百万 千 円

00

付加価値額総額

㉖

兆 十億 百万 千 円

付加価値額

㉗

000

兆 十億 百万 千 円

00

資本金等の額総額

㉘

兆 十億 百万 千 円

資本金等の額

㉙

000

兆 十億 百万 千 円

00

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入金額総額

㉚

兆 十億 百万 千 円

収入金額

㉛

000

兆 十億 百万 千 円

00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得金額総額
別表5㉜

㉜

兆 十億 百万 千 円

所得金額

㉝

000

兆 十億 百万 千 円

00

付加価値額総額

㉞

兆 十億 百万 千 円

付加価値額

㉟

000

兆 十億 百万 千 円

00

資本金等の額総額

㊱

兆 十億 百万 千 円

資本金等の額

㊲

000

兆 十億 百万 千 円

00

収入金額総額

㊳

兆 十億 百万 千 円

収入金額

㊴

000

兆 十億 百万 千 円

00

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

付加価値額総額

㊵

兆 十億 百万 千 円

付加価値額

㊶

000

兆 十億 百万 千 円

00

資本金等の額総額

㊷

兆 十億 百万 千 円

資本金等の額

㊸

000

兆 十億 百万 千 円

00

収入金額総額

㊹

兆 十億 百万 千 円

収入金額

㊺

000

兆 十億 百万 千 円

00

合計事業税額(㉚又は㉛)+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺

㊻

00

事業税の特定
寄附金税額控除額

㊼

仮装経理に基づく
事業税額の控除額

㊽

差引事業税額
㊼-㊽-㊾

㊿

00

既に納付の確定した
当期分の事業税額

㋀

00

租税条約の実施に係る
事業税額の控除額

㋁

00

この申告により納付
すべき事業税額㊼-㊽-㊾-㋁

㋂

00

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))

㋃

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

㋄

還付請求
中間納付額

㋅

資本金の額
(外貨)

資本準備金の額
(外貨)

資本剰余金の額
(外貨)

前事業年度の
法人区分

イに掲げる法人

(使途秘匿金税額等)
法人税法の規定によっ
て計算した法人税額

①

試験研究費の額等に係る
法人税額の特別控除額

②

還付法人税額等の控除額

③

退職年金等積立金に係る
法人税額

④

課税標準となる法人税額
①+②-③+④

⑤

2以上の道府県に事務所又は事
業所を有する法人における課税
標準となる法人税額

⑥

法人税割額
(⑤又は⑥×100)

⑦

道府県民税の特定寄附金
税額控除額

⑧

税額控除超過額相当額の
加算額

⑨

外国関係会社等に係る控除対
象所得税額等相当額の控除額

⑩

外国の法人税等の額の控
除額

⑪

仮装経理に基づく法人税
割額の控除額

⑫

差引法人税割額
⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫

⑬

既に納付の確定した当期
分の法人税割額

⑭

租税条約の実施に係る法人
税割額の控除額

⑮

この申告により納付すべき法人
税割額
⑬-⑭-⑮

⑯

均等割額
算定期間中において事務所
等を有していた月数
円× $\frac{17}{12}$

⑰

既に納付の確定した
当期分の均等割額

⑱

この申告により納付
すべき均等割額 ⑱-⑲

⑳

この申告により納付すべ
き道府県民税額 ⑱+㉑

㉑

㉑のうち見込納付額

㉒

差引 ㉑-㉒

㉓

東場
京都
都の
⑦
申告
計算
する
額

特別区分の課税標準
額

㉔

同上に対する税額
㉔×100

㉕

市町村分の課税標準
額

㉖

同上に対する税額
㉖×100

㉗

法人税の期末現在の資本金等の額

㉘

法人税の当期の確定税額

決算確定の日

・

解散の日

・

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

・

申告期限の延長の処分(承認)の有無

事業税

有・無

法人税

有・無

法人税の申告書の種類

青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

・

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

還付を受けようとする
金融機関及び支払方法

銀行

支店

口座番号(普通・当座)

イに掲げる法人

関署
与税
理士
名

電話